

【平成21年(ワ)第47553号 東京大学 事件】

原告 槌田敦 被告 東京大学ほか

陳述書

2010年8月24日

原告 槌田 敦

1. 科学者としての自己紹介
2. 別件・気象学会による論文掲載拒否事件
3. 本件・東京大学による名誉毀損・憲法違反事件
4. 本件名誉毀損における被害の大きさ
5. 両事件の発端は小宮山東京大学前総長
6. 本件の本質①・東京大学による名誉毀損
7. 本件の本質②・東京大学による憲法第21条違反
8. 本件提訴の影響と効果
9. 求める救済の変更とその説明

【1. 科学者としての自己紹介】

原告(私)は、東京大学大学院数物系物理課程で物理学を学び、博士過程の途中で東京大学理学部助手になり、東京大学で理学博士号を取得しました。その私が、東京大学を名誉毀損および憲法違反で提訴することになった経緯について述べます。

私は、理化学研究所法による特殊法人理化学研究所において物性論つまり物質の性質を研究しておりましたが、30数年前に核融合開発を批判しました。「核融合は実現困難で成功しない」と判断したからです。その時、私は多くの物理学者たちから集中して反撃を受けましたが、その中に「反対ばかりするのはけしからん。代りのエネルギーを示せ」というのがありました。

そこで、資源・エネルギー問題での基本的条件は何か、なぜ地球に生命が存在できるのか、などを考えることとなります。これらの問題で物理学のエントロピーが基本だということはすぐに分かりました。エントロピーの法則によれば、エントロピーは常に増大し、最終的には熱的死の破局を迎える筈なのです。

ところが、地球上では生命が長期間存在し、活動を続けています。地球はこのエントロピーの増大の困難を擦り抜けています。これを考えることで、地球が宇宙に余分のエントロピーを捨て、そのエントロピー水準を維持していることを発見しました(1976年)。地球には大気の循環があります。この物質循環により地表の常温熱を大気上空に運び、そこから宇宙にその熱を低温で捨てています。地球は熱機関だったのです(甲14-1)。

熱機関は、高温で熱を得て低温で熱を排することにより、余分のエントロピーを捨てることができ持続的に活動できます。地球熱機関は、地球上の諸活動により発生した

余分のエントロピーを大気の循環により大気上空から低温熱として宇宙に廃棄し、地球のエントロピー水準を維持しているのです。気象学は私の物理学としての研究対象のひとつとなりました(甲14-2)。

「余分のエントロピーを捨てる」ことで、生命が維持されていることを示したのは、量子力学で有名なシュレディンガーでした(『生命とは何か』(1945)岩波新書)。動物は低エントロピーの資源を取り入れ、高エントロピーの廃物と廃熱を捨てることで、余分のエントロピーを捨てています。私はその余分のエントロピーを捨てる手段が物質循環であると説明したのです。生命も広い意味での熱機関だったのです(甲14-3)。

この「エントロピー水準を維持する物質循環」という考え方は応用範囲が広く、エンジンはもちろん、生命や気象だけでなく、生態系、人間社会など活動を維持する物質系の「持続可能性」を説明できます。

最近この持続可能性がしばしば話題になります。しかし、エントロピーと物質循環の条件に言及したものは少なく、単なる願望を表したものばかりで、学問としてはほとんど失格と考えています。本件被告の東京大学サステナビリティ学(中略)イニシアティブという長い名前の研究機関などの研究も同様と思われる。

このようにして、私の研究範囲は、熱物理学から気象学(甲14-4)、生物学、生態学(甲14-5)、そして経済学、社会学(甲14-4)など活動を維持するすべての物質系に広がりました。この研究は、いわゆる「持続可能性」の基礎条件を示すもので、榎田エントロピー論とも呼ばれています。

理化学研究所での定年(60才)退職後には、名城大学経済学部や高千穂大学で環境経済学としてエントロピー経済学を講義し、それぞれ定年(72才、75才)を迎えました。

その私に対して、私を科学者として育てた東京大学が、後に述べる『地球温暖化懐疑論批判』という書物およびインターネットにおいて、科学者としてあるまじき「9項目の特徴」を貼り付け、その結論として「これらの議論の多くは、これまでの科学の蓄積を無視しており、しばしば独断的な結論に読者を導いている」と個人攻撃し、私を筆頭に12名の科学者に対してその科学者としての評価を貶めようとしたのです。

【2. 別件・気象学会による論文掲載拒否事件】

現在、多くの人々は、「人間活動により、CO₂の大気中濃度が増えて、地球は温暖化する」と信じています。しかし、驚いたことに、CO₂による温暖化の事実証拠は一切存在しないのです。証拠がないのに、どうして科学者を含めて人間は騙されてしまったのでしょうか。それは、たくさんの科学者が言っているのだから真実だ、と多くの人達は誤解したからです。科学は多数決で決まるのではないのですが。

多くの科学者は人間による化石燃料などの使用で発生したCO₂の半分余が大気中に溜まったと語ります(通説)。大気中のCO₂濃度の精密観測が始まって50年が過ぎましたから、その間に人間が排出したCO₂の25年から30年分が溜まったことになります。

ところが、大気中のCO₂は毎年30%程度は陸と海に吸収されます。したがって、今年人間が放出したCO₂は大気中に100%存在するとして、去年の分は70%が残っていることとなります。一昨年の方は、70%の70%、つまり49%です。これを足し算しますと等比級数となりまして、その合計は3.3年分ということとなります(甲13-4)。

$$1 + 0.7 + 0.7^2 + 0.7^3 + 0.7^4 + \dots = 1/(1-0.7) = 3.3$$

つまり、人間の排出したCO₂は通説の10分の1程度しか溜まっていないのです。そして、これ以上溜まることはありません。したがって、人間の排出したCO₂が溜まり続けることで地球が温暖化すると主張するのは無理というものです。

私は、この等比級数論を物理学会(2006年)と気象学会(2007年)で口頭発表しました。しかし、「海に溶けた人為的CO₂はそこからまた出てくるのではないか」という程度の反論しかありませんでした。海から出てくるのは自然現象ですし、海に溶けているCO₂は大量なので、この問題は関係がありません。

そして、私は、やはり『地球温暖化懐疑論批判』で懐疑論者と名指しされている近藤邦明氏と共同で、「CO₂濃度増で温暖化したのではなく、温暖化したからCO₂濃度増となった」ことの事実を発見し、これを気象学会誌『天気』に投稿しました(2008年4月28日受付、甲6-1)。しかし、3回の査読を経たのに、掲載は拒否されてしまいました。

そこで、この気象学会による論文掲載拒否事件を東京地裁に提訴しました(2009年5月)。しかし、東京地裁は「投稿者からみて科学的に異論があり得たとしても、拒否行為が相応の科学的根拠に基づく以上不法行為は成立しない」として、原告の請求を棄却しました(2010年3月18日)。

この判決は、対立するふたつの科学的見解の存在を認めただけで、一方の科学的見解による他方の科学的見解の排除を不法行為とはしないというもので、裁判所による科学論争への介入を意味します。

裁判によっては科学論争を決着できないのですから、この一審判決は不当です。そこで、気象学会における論文査読の指針とこの論文の査読経過を根拠にして、編集委員会の注意義務違反を指摘し、東京高裁に控訴しています。

【3. 本件・東京大学による名誉毀損・憲法違反 事件】

この裁判の過程で発生したのが、本件・東京大学による名誉毀損・憲法違反事件です。2009年10月某日、東京大学は『地球温暖化懐疑論批判』という書物を発行しました。この書物には奥付がなく、発行日も編集責任者も書かれていない幽霊出版物です。

出版費用は、文部科学省科学技術振興調整費とありますから、国費です。この書物の価格はなく、注文があれば送料を含め無料で配布していました。発行部数は1万部とのこと。同時にインターネットでpdf無料公開されました。

この書物は、東京大学のIR3S/TIGS叢書の創刊号ということで、被告住明正教授の「創

刊にあたって」という序言から始まっています。

これに続いて「Our mission(任務)」といういかめしい名前の文章があり、「一方的な、あるいは間違っただ認識に基づくものに対して具体的な反論をおこなう」としています。要するにこの書物は、東京大学が12名の懐疑論者を名指しし、その議論に対して「一方的あるいは間違っただ認識」と断ずる文集ということになります。

後に詳しく述べますが、そのようなことをする権限は国立大学法人東京大学に与えられてはいません。東京大学が人物評価ができるのは、肯定的に学士や博士の授与など定められた業務だけです。否定的に人物評価することは東京大学の任務の外であり、国立大学法人法で定める業務の範囲(第22条)を超えています。

学問の世界では、意見の違いは大切です。互いに相手に対して「間違っている」と言い合うことは許されるとしても、東京大学という準国家機関が特定の人物を名指しして、「間違っただ認識」と個人攻撃することが許されてよい訳はありません。後述しますが、準国家機関による言論抑圧行為であって憲法第21条違反ということになります。

そのようなことも分からない人々がこの書物を編集したのです。実は、そのことは分かっているのではないかとも思われます。その証拠はこの書物の編集責任者の名前を、この裁判の過程においても決して明かさないことで示されます。東京大学の責任が指摘されても、編集した人達にその責任が及ぶことを避けるためと考えられます。

そして、もっとも悪質な頁は、Our mission の次の頁とその次の見開きの頁です。

左頁で「人為的排出二酸化炭素温暖化説や温暖化対策の重要性などに対して、懐疑的あるいは否定的な言説となっている」とし、私を筆頭に12名を並べ、「彼らの温暖化に関する主な議論への反論を以下のような5つの章に分けて整理した」としました。

そして、右頁の対応する位置に「人為的排出二酸化炭素温暖化説の信頼性や温暖化対策の重要性に対して懐疑的あるいは否定的な議論には、次のような特徴をもつものが多い」と書いています。

この左右の文面から、左頁での懐疑的あるいは否定的な12名の「議論」と、右頁での懐疑的あるいは否定的な「議論」が対応し、普通の人を読めば「次のような特徴」につながるように書かれています。つまり、これらの特徴は、私を筆頭に12名の「議論」の特徴ということになります。

「次のような特徴」とは、脈略なしに9項目ありまして、

- ◎1 既存の知見や観測データを誤解あるいは曲解している
- ◎2 すでに十分に考慮されている事項を、考慮していないと批判する
- ◎3 多数の事例・根拠に基づいた議論に対して、少数の事例・根拠をもって否定する
- ◎4 定量的評価が進んでいる事項に対して、定性的にとどまる言説を持ち出して否定する(定性的要因の指摘自体はよいことではあるものの、その意義づけに無理がある)
- ◎5 不確かさを含めた科学的理解が進んでいるにも関わらず、不確かさを強調する
- ◎6 既存の知見を一方向的に疑いながら、自分の立場の根拠に関しては同様な疑いを向け

ない

- ◎7 問題となる現象の時間的および空間的なスケールを取り違えている
- ◎8 温暖化対策に関する取り決めの内容などを理解していない
- ◎9 三段論法の間違いなどロジックとして誤謬がある

そして、「このような議論の多くは、これまでの科学の蓄積を無視しており、しばしば独断的な結論に読者を導いている」と結論しています。

これらの9項目の特徴と結論には、名指しされた科学者に対する個人攻撃の悪意が読み取れます。ところで、個人間の争いでは、このような個人攻撃の形で悪意を互いにぶつけ合うことはしないものです。それは、互いに傷つけ合うだけで、この争いを見守る人々に好感を持たれることはないからです。

ところが、この書物は、共同執筆者名が巻頭に書かれているだけで、この個人攻撃の記述について執筆責任者名が書かれていません。つまり、東京大学が責任を持って書いていると読めるのです。したがって、このような記述を書いても、執筆者の誰もがその悪意の責任を取らなくてもよいようになっています。

ところで、仮に9項目の特徴についての記述がなく、その「結論」だけが記載されているのであれば、「科学の蓄積の無視」とか「独断的な結論に読者を」では抽象的な批判であり、名誉毀損とまでは言えないのかも知れません。

しかし、この結論を得るための9項目の特徴の記述は具体的です。◎1で、「既存の知見や観測データを誤解や曲解する」という特徴は科学者にとって重大な欠陥です。以下、科学者としての欠陥についての指摘が続いて、最後の◎9に至っては、「三段論法の間違いなどロジックとしての誤謬がある」という科学者としては完全失格を意味する指摘となっています。

これを東京大学が私ら12名の議論に貼り付けたのです。その結果は、後に述べますが、多数のブログの合唱となって、私らの科学者としての評価を著しく低下させることになりました。

ところで、被告東京大学は、その準備書面(2)p3において、「一般的な反論・論評を記載した部分」であるとし、「不快な表現の域を出ないものであって、原告という特定人の社会的評価を低下させるものではない」と主張しています。

しかし、この『地球温暖化懐疑論批判』という書物は、私を筆頭に12名の議論を批判することを目的とするもので、またそのように記述されています。したがって、この特徴の貼り付けはこの12名の者の議論の特徴であると理解させるように編集されており、次に述べますように、私たちの科学者としての人格的評価は著しく低下させられました。

【4. 本件名誉毀損における被害の大きさ】

『地球温暖化懐疑論批判』が出版されて、最初のインターネット上の反応は、2009年10月28日に、kikulogのホームページに現れました(甲12)。

まず、「市民科学研究室のメールマガジンで知りました。PDFで全文ダウンロードできます」から始まっています。そして、「このような議論の多くは、これまでの科学の蓄積を無視しており、しばしば独断的な結論を読者に導いている」から「地球温暖化問題の重要性に関する認識の喚起をうながしたいと考える」まで引用して、この記事に対するコメント100件を紹介しています。

その最初のコメントは翌29日のもので、「懐疑論と書くと、何やら知的に健全な精神を宿しているかのような雰囲気がありますが、「温暖化懐疑論者」と呼ばれる人のなかには、とくに議論の余地なく論破されているヨタ話を、あたかも誰も反論できなかった人がいないかのように繰り返し飽きずに言い立てつづけるような、もはや知的誠実さにおいて「9/11陰謀論者」や、うっかりすれば「ホロコースト否定論者」並かと思えるような人もいますね」と書いています。この『地球温暖化懐疑論批判』の個人攻撃が、その読者に受け入れられたことの証拠です。

ガラスガラガラというブログ(10月29日付)(甲12-2)には、「『地球温暖化懐疑論批判』全文読むことができます。アホにあきれている人は是非お読みください」とあり、私たち科学者としての社会的評価は、アホと断定され、地に落とされました。

エコナコト(10月30日付)(甲12-3)では、「無料DL(ダウンロード)できる『地球温暖化懐疑論批判』DLさせていただきます。僕もなんとなく雰囲気温暖化懐疑論を信じていくところでした」と告白しています。この記述は、特に問題です。温暖化懐疑論者への心情的傾斜が、東京大学のお墨付きで否定にまで180度変わったのです。

メルマ(10月31日付)(甲12-4)には、「懐疑論者は、倫理的に間違っただけをしていることを自覚し」ていただきたいと訴えています。「倫理的」というのは、おそらく「科学者の失格者が科学者面して」と思ったからでしょう。

環境学ガイド(11月15日付)(甲12-5)には、大学の先生らしい人が「自己利益だけのために温暖化対策に反対する人々に都合よく使われ、温暖化対策は必要不可欠という社会意識の醸成を阻むボディブローのように利いている懐疑論に対しては、(疲れるなど思いつつも)一つ一ついねいに反論していかねばと思う」と、この『地球温暖化懐疑論批判』に励まされて、懐疑論者に対し持続的反論を宣言しています。

ほこりと成る(11月28日付)(甲12-6)には、「効率化とエネルギーの抑制とを意図的にすりかえて…CMだけじゃなく実は『地球温暖化論』自体が胡散臭いんじゃないのとおもうこともある…で、ようやく今回紹介したかった本の話になる」として、pdfとしてこの書物が無料公開されたことを喜んでいます。

この人はCO₂温暖化の通説に胡散臭いものを感じていたのに、この『地球温暖化懐疑論批判』で胡散臭いのは懐疑論者の方だったとその気持ちが整理できたようです。

世話人日記(11月29日付)(甲12-7)では、「『地球温暖化懐疑論批判』って言う冊子がでています。一読をお勧めします。いろいろ出されている「温暖化懐疑論」ってのがすべてとは言いませんが「○○陰謀論」とか「フリーエネルギー」とかと似た「ニセ科学」に近いも

んだなっということが分かります」と書いています。この『地球温暖化懐疑論批判』を読んで私たち懐疑論者をニセ科学者と判断したようです。

同じような話ばかりで、くどいのでこの程度にしますが、最後に、

GREENSTYLE(12月7日付)(甲12-10)では、『地球温暖化懐疑論批判』について、環境ジャーナリスト枝廣さんのメールからとして、この書物p.vの4行目から23行目までの9項目の特徴とその結論の全文を引用した上で、「よく言ってくれました」と結んでいます。

これらのブログは、たくさんある悪口雑言のごく一部ですが、さすがに東京大学の影響力は大きく、私たちの社会的価値の低下に向けて、環境評論家をも巻き込んでの伝搬の範囲も大きいと感じました。

以上はブログのごく一部ですが、ブログに投稿しない人達が圧倒的でしょうから、私たちに対して科学者としての評価を低下させたことについて、重大な影響を残していることが分かります。

そこで、私は、この『地球温暖化懐疑論批判』という書物について、東京大学に交渉を申し入れたのですが、回答は拒否されました。しかたなく、2009年12月28日、名誉毀損で提訴することにした次第です。

裁判の形式は、本人訴訟としました。すでに、気象学会による論文掲載拒否事件を争っています。裁判が増えることによる弁護士費用の問題ということもありますが、事実だけで争う気象学会事件と違って、名誉毀損事件は本人がどのような気持ちになったかということが問題の出発点であり、本人の気持ちを伝えるのは本人しかいない、ということもあるからです。

【5. 気象学会および東京大学による両事件の発端は小宮山東京大学前総長】

私は、『地球温暖化懐疑論批判』で名指しされたように、とりあえず「懐疑論者」と名乗っていますが、人為的CO₂温暖化説に対する懐疑論者ではありません。

すでに述べましたが、人為的CO₂は大気中に3.3年分しか溜まっておらず、これ以上増えることはなく、人為的CO₂で温暖化することはありえない、という理論を発表しています。また、近藤氏と共に、CO₂濃度増による気温高ではなく、気温高が原因でCO₂濃度増となった、という事実証拠を発見し、これを論文として気象学会と物理学学会に提出しました。私は科学者としてなすべき基本を抑えています。

したがって、私は、通説の人為的CO₂温暖化説を疑うのではなく、この説を否定しているのですから、人為的CO₂温暖化説否定論者です。しかし、そのような長い名前は面倒ですし、温暖化という事実そのものを否定しているではありませんから、「否定論者」では誤解を招きます。そこで「懐疑論者」と名乗ることにしています。

ところで、すでに述べましたが、通説である人為的CO₂温暖化説には事実証拠が一切ありません。あるのは大型コンピューターによるシミュレーション計算だけです。シミュレーションとは「真似る」ということですが、人為的CO₂温暖化説には真似るべき

事実がありません。したがって、この計算は「幽霊をシミュレーションする計算」ということになります。それなのに、多くの科学者はこの計算結果によって人為的CO₂温暖化説を無批判に信じているのです。そして、これを批判する科学者はごく少数です。

けれども、ブログの中にもありましたが、人為的CO₂温暖化説はどこかオカシイと感ずる庶民が増えてきています。

最近、IPCCの幹部が気温についてトリックを使ったことが暴露されました。また、ヒマラヤの氷が溶けるというのには科学的根拠がないこともIPCCは認めました。論文発表の妨害もありました。このようなウワサはヨーロッパでは以前から話題になっていたのです。

日本でも、私が、気象学会、物理学会、環境経済・政策学会という3つの学会で、人為的CO₂温暖化説に反対する発表を続けていましたし、書店には私の本も含め、多数の批判書が並ぶようになりました。

このような懐疑論の台頭に危機感を持つ人達が動きだしました。それは、「CO₂排出の25%削減」を麻生内閣に提案したという小宮山東大総長(当時)、気象学者としてCO₂温暖化説を唱えていた住東大教授、そして経済学者としてこのCO₂削減の経済対策を訴え続けていた明日香東北大学教授の3人です。

その3人は、「知の構造化で温暖化懐疑論に終止符を」ということで合意し、これを小宮山前東大総長が談話で発表しました(甲7-7)。(【付表】事件年表 参照)

これによりますと、「私(小宮山)が代表を務めるIR3Sという、大学研究機関をネットワークした組織で、懐疑論に反論する本を5月(予定)に出版します。東北大学の明日香寿川教授、(本学の)住明正教授が中心になって、きちんと反論しています」と述べています。つまり、東京大学が、温暖化懐疑論者に「終止符」を打つというのです。

この談話の発表は2009年4月6日で、小宮山氏の東京大学退職の後ですが、「私が代表を務める」とありますから、小宮山氏がまだ東大総長だったころのインタビュー談話であることが分かります。

ところで、東京大学が「懐疑論に反論する本」を出版することは国立大学法人法第22条で定める業務の範囲の外です。第22条の5には「当該国立大学における研究成果を普及し、及びその活用を促進すること」と書かれていますが、「反論する」という行為は研究者間で自由になされるべきことで、「批判者に反論する」ことを目的にする本を東京大学が発行することはできません。

東京大学にとって節度をもって許される範囲は、CO₂温暖化論者とそれに対する批判者を一堂に集めて賛否討論会をすること、または両者の意見を平等に扱った論文集を発行することまでです。その参加者の中に東京大学の職員がいる場合、その人は東京大学を代表して反対者を個人攻撃することはできません。あくまで、個人の意見です。

その理由は、国立大学は準国家機関であって言論の自由を享有していません。つまり、言論の一方の側に立ち、他に反論する書籍を発行することは許されていません。しかし、

小宮山前総長は住教授に「懷疑論に反対する本」の出版を被告住教授に命じたのです。

ここから、東京大学の違法行為が始まります。そして、この違法行為により被害が発生したのですから、東京大学は民法第3編第709条および第710条でいう名誉毀損に対する損害賠償責任に加えて、国家賠償法による責任も果たさなければなりません。

【6. 本件の本質①・東京大学による名誉毀損】

準国家機関東京大学に関係する問題は、次の【本件の本質②】で扱うことにし、ここでは東京大学にも言論の自由があると仮定して、その不法行為を考えることにします。

ところで、私にも名誉感情の侵害、つまり心痛があり、それは訴訟の動機のひとつです。しかし、今回の問題の本質は次に述べるところにありますので、この名誉感情を訴えの理由とはいたしません。

まず第一に、この『地球温暖化懷疑論批判』という書物は、名指しした12名の懷疑論者の議論に反論することを目的にしています。その反論に先だって並べたのが、これら9項目の特徴とその結論であって、名指しした私たち12名の者を対象にして個人攻撃することになります。これは、すでに述べましたが、ブログの著者たち、つまり普通の人達がそのように理解して書き込んでいることで証明されます。

第二に、これら9項目の特徴とその結論は、私たちの科学者であるとする人格的価値について、社会から受ける客観的評価を低下させるものとなっていることです。これも、ブログの記述に示されており、重大な損害(私の著作が売れなくなり、講演会が減るなど)が発生します。

第三に、被告は「公共の利害」を理由にして不法行為ではないと主張しますが、そのためにはこの9項目の特徴とその結論が真実または真実相当でなければなりません。

しかし、その真実性または真実相当性は示されていません。この『地球温暖化懷疑論批判』という書物には筆頭に名指しした私はもちろんのこと、他の誰に対しても、この特徴を持つ議論について、その指摘した特徴の真実性または真実相当性を具体的に示してはいないのです。

この点をよりはっきり示させるため、それぞれの特徴と結論について、事実かどうかを求釈明しましたが、被告はこの回答を拒否しています。被告は民訴法第159条により自白し、真実でないことも、また真実相当でないことも認めたのです。

第四に、この9項目の特徴とその結論には、節度というものを感じられません。つまり著しく表現が誹謗中傷で、悪意ある個人攻撃なのです。

第五に、この9項目の特徴と結論が、故意に書いたものか、または虚偽ではないか、という点に一切気にも掛けていないことが読み取れます。注意義務違反です。

第六に、私たち12名に対するこの個人攻撃の伝播性ですが、東京大学のpdf開放の翌日から各種のブログに次々と書き込みがなされています。つまり、東京大学という名前による絶大な伝播性の存在が示されています。

以上述べましたように、被告東京大学には、名誉毀損を免責する条件が一切存在しないのです。あるのは、小宮山前総長のCO₂温暖化に関する政治的信念と反対者に対する悪意だけです。

ところで、一般に、名誉毀損の訴えは被告側の言論の自由を妨げるという問題を生じます。これについては、準国家機関の東京大学には言論の自由はありませんから、そもそも問題とはならないだけでなく、むしろ準国家機関の東京大学が言論の自由を侵害したことが問題となるのです。この問題は次に詳述しますが、ここに本件の異常さが浮き彫りとなって現れています。

【7. 本件の本質②・東京大学による憲法第21条違反】

私は、できることなら名誉毀損などということでは争いたくはありません。一般に、個人間の名誉毀損の争いは最終的には互いに「汚いことば」の投げ合いになることが多く、第三者から見れば、「聞くに耐えない」ことになることが多いからです。

しかし、東京大学による名誉毀損だということ、個人間の名誉毀損とは違って、醜い争いにはならないという予感がありました。そして、東京大学が返事もしてくれないので提訴したのですが、その準備書面のやりとりの中で本質が見えてきました。

それは、被告が主張する「公共の利害」でした。この言葉は、公務員の行動を批判するとき、その公務員の社会的評価が低下しても、それが真実または真実相当であって人身攻撃でないかぎり、名誉毀損にはならない、ということを知っていました。

しかし、今回の事件は逆ではないかと思ったのです。本件は、公務員の名誉を一般人が毀損したのではなく、一般人の名誉を独立行政法人の準公務員らが毀損したのです。これに違和感を覚えたので、この問題を深く考えることにしました。

その結果、本件は、一般人の表現の自由を、準公務員らが侵害したばかりでなく、準国家機関が侵害した問題であったことに気づいたのです。憲法問題でした。

この『地球温暖化懐疑論批判』という書物では、ほとんどの記述が無書名で、誰が書いたか分からないようになっています。つまり、東京大学が全面的に責任を負う形になっているのです。

表現の自由とは、国民(一般人)は、政治、学問、知識などを自由に採用する権利です。ところで、国家機関はこの表現の自由を享有していません。国家機関は、国民の表現の自由を守る立場です。

東京大学は、かつて国家機関のひとつでした。現在は、国立大学法人法による独立行政法人ということになりまして、準国家機関です。しかし、表現の自由はやはり享有していませんし、国民の表現の自由を守る立場です。

その東京大学が、表現の自由を享有する国民(一般人)の議論に対して、9項目の特徴とその結論を貼り付けて表現の自由に介入し、その名誉を毀損したのです。準国家機関による言論抑圧行為です。これは憲法第21条に違反します。

9項目の特徴を12名の者に貼り付けたことだけではありません。この『地球温暖化懐疑論批判』という書物全体で36項目にわたる懐疑論者の議論を取り上げ、Our missionという序文に書かれていますが、「一方的な、あるいは間違った認識に基づくものに対して具体的な反論を行」ったのです。

そのようなことをする権限は東京大学に与えられてはいません。東京大学が人物評価できるのは、肯定的に学士や博士の授与など定められた業務だけです。否定的に人物評価することは東京大学の任務の外であり、国立大学法人法第22条で定める業務の範囲を超えています。

これに関連して、原告は、『地球温暖化懐疑論批判』の主題である36項目の議論について、それぞれその反論の著者を明らかにするようにと求めましたが、被告はこれを拒んでいます。したがって、その責任は全面的に東京大学が引き受けることとなります。つまり、東京大学は、本書全体で、一般人の表現の自由を侵害するという憲法および国立大学法人法の違反をしたのです。

東京大学のこの行為には、一般人の表現の自由を侵害する正当性も、侵害する必要性も、そしてその手段を選ぶ相当性もありません。

そして、対立する議論の科学的真実性は、科学者一般の間の自由な討論に任せておけばよいのですから、東京大学のこの行為は悪質な違法行為ということになります。

このような違法行為を東京大学がすることになったのは、すでに述べましたが、CO₂温暖化説についての小宮山東京大学前総長ら3人の危機感、つまり彼らが人為的CO₂温暖化懐疑論者に「終止符」を打ちたいと思ったことから始まったのでした。そして、彼らは東京大学を利用しようと思いついたのでしょう。

小宮山総長は、その当時、間もなく任期満了ですから、被告となってこの『地球温暖化懐疑論批判』発行の責任をとらなくてもよいと思ったに違いありません。

被告住明正東大教授にはこの書物の発行については、その責任があるのですが、著述としては叢書創刊の辞を書いただけですから、編集と執筆の責任は免れています。つまり、被告住明正は、執筆時大学院学生であった被告山本政一郎にその編集と執筆の責任を押し付けて、逃げたのです。

ところで、この被告山本政一郎は、この書物の発行時(10月)には別の独立行政法人の職員でした(注)。したがって、この書物で東京大学所属を名乗らせることは経歴詐称になります。しかし、そのようなことはおかまいなしです。

(注) 被告山本政一郎は執筆当時(2009年5月)東京大学大学院学生であったが、この書物の発行当時(2009年10月)独立行政法人産業技術総合研究所に在籍した(被告準備書面(2)p4)。

被告は、その証拠説明書(平成22年2月16日)において、本書『地球温暖化懐疑論批判』(乙1)の作成日(つまり発行日)を2009年5月14日とするが、これは『コメントVer. 3.0』(原告準備書面(1)p1)の発行日5月21日よりも前である。

本書は『コメントVer. 3.0』に議論13を追加しており、本書が『コメントVer. 3.0』より前の発行では矛盾する。本書はその配布を始めた2009年10月下旬の発行である。

明日香東北大教授は、彼の私的印刷物『地球温暖化問題懐疑論へのコメントVer. 3.0』をこの書物の原稿として提供しただけですから、被告にならないでも済みます。

このようにして、この書物の首謀者、小宮山、住、明日香の3人は、自らの責任を軽くする手当をした上で、その責任を被告東京大学と被告山本政一郎に押し付けて、私たち12名を名指しして科学者として欠陥があると指摘したのです。私はその筆頭に名指しされている以上、黙っている訳にはいかなかったのです。

ところで、他の名指しされている方々は現役です。東京大学に勤務する方が東京大学を訴える訳にはいきません。権力構造を考えれば他の国立大学に籍をおく方々も東京大学を訴えることはできません。私立大学に所属する方々では、その後のいじめを考えればなおさらです。

そこで私が筆頭であることと、これらの条件の外れた老齢であることから、私とその提訴の任を果たすのが当然ではないかと思い、東京大学とこれを利用した悪意ある人達(住、山本)を提訴する気持ちになりました。決して、私を科学者として育てた東京大学が憎い訳ではありません。

【8. 本件提訴の影響と効果】

本件提訴の影響はただちに現れました。

当時、私の友人は、CO₂温暖化について、私を困む座談会を計画してくれていました。しかし、私が東京大学を名誉毀損で提訴したことが伝わると、その座談会の出席予定者から異議が出て、キャンセルとなりました。ま、そんなものかと思った次第です。

影響の出ない筈の私に対してさえこの有り様では、私以外の名指しされた現役の方々が東京大学を提訴するなどということは、まったく不可能です。

一方で、効果もありました。提訴から間もなく、東京大学は『地球温暖化懐疑論批判』の配布を中止しました。「公共の利害」を主張してこの書物を発行したのであれば、堂々と配布を続けると思われたのですが、東京大学内部からの批判もあり、そういう判断をしたのではないかと考えております。無駄となった残部は相当数ある筈です。しかし、インターネットpdfの無料ダウンロードはそのまま続いています。

それから、提訴後インターネットでの悪口は極端に減りました。ブログ開設者や書き込みをしている人達が、第二次提訴で被告になることを恐れたものと思われます。

【9. 求める救済の変更とその説明】

この事件は、当初、民法(第709、710、723条)により名誉毀損に対して反論と謝罪と損害賠償の請求をしました。しかし、その提訴の時から一般人による一般人に対する普

通の名誉毀損事件ではないことに違和感がありました。また、東京大学の関わりについて単に影響力の大きい団体による名誉毀損事件と考えていましたが、それでよいのかという疑問もありました。

訴状を提出して、調査を進めた結果、この事件の本質は、そのような単純なものではないことに気づいた次第です。

まず第一に、CO₂排出の25%削減を麻生内閣に提言したという小宮山前東京大学総長が、「温暖化懐疑論に終止符」を打つと考えたことが原因と知りました(甲7-7)。政治からみの事件であることは最初から分かっていたのですが、これが単なる「からみ」ではなくて、本質的に政治により引き起こされた名誉毀損事件であることが分かったのです。

そして第二に、被告が、答弁書などで、「公共の利害」を理由にしていることについて、その違和感は決定的なものに変わりました。この事件は、国立大学法人法で設立された東京大学という準国家機関による事件なのです。

そこで調べてみましたが適当な裁判例が見当たりません。税務署による名誉毀損事件がありましたが、徴税という業務に関係した事件であり、本件とは内容が違います。

そうこうする内に、準国家機関である東京大学は、憲法第21条で定める表現の自由を享有しておらず、これを守る立場にあることに気づいた次第です。表現の自由のある一般人を批判することのできない団体だったのです。

その準国家機関が、『地球温暖化懐疑論批判』という書物を発行し、これを広く無料配布し、またインターネットで無料ダウンロード配信して、原告を筆頭に12名の科学者の学問の自由を侵害したのです。本件は準国家機関による憲法違反の事件でした。国家賠償法が適用されます。

また、国立大学法人法の第22条には、東京大学のすることのできる事業が書かれています。そこには、一般人を名指しして批判する書物の出版が可能となる事業はありません。つまり、国立大学法人法第22条違反でもあったのです。

この東京大学が発行した『地球温暖化懐疑論批判』という書物はこのような違法文書なのですから、この文書の存在は許されません。したがって、民法第723条による名誉回復措置として存在できないものに「反論」をする必要はありません。そこで「反論」を取り下げ、「差し止め」に請求変更しました。これに伴い「謝罪文」の表現も一部改めました。

損害賠償は名誉毀損の被害に対するものですから、この変更での被害の増減はありませんので同額としました。国家賠償法による損害賠償の民法上の扱い(第4条)については、この額に含めることにします。

最後に、この陳述書を書き終えての気持ちですが、準国家機関が音頭をとって特定人物を「非国民」と非難すれば、多くのブログが立ち上がり、それに迎合した一般大衆が次々とそのブログに書き込むような時代、そのような時代になって欲しくありません。

以上

【付表】

事件年表

2つの事件と小宮山宏前東京大学総長のかかわり

年月日 書証 ○気象学会・論文拒否事件 ●東大・名誉毀損・憲法違反事件 ★その他関連事実

2008年

- 某月某日 ★小宮山宏東大総長 麻生内閣に25%削減を提案か
- 4月28日 ○甲2 共著論文「CO₂濃度の増加は自然現象」を気象学会誌「天気」に投稿
- 7月7日 ●甲7-4 私的印刷物『地球温暖化問題懷疑論へのコメント2.4』発行
- 7月15日 ○甲5 編集委員会からの回答(第1回査読結果)
- 9月7日 ○甲3、甲6-1 改定論文、査読者コメントに対する回答の提出
- 11月12日 ○甲7 編集委員会からの2回目の回答(第2回査読結果)
- 11月26日 ○甲4、甲8 再改定論文、査読者コメントに対する回答の提出

2009年

- 某月某日 ●甲7-7 ★小宮山宏東大総長 温暖化懷疑論に終止符宣言
- 2月12日 ○甲10 編集委員会、投稿論文の採用拒否を通知(第3回査読結果)
- 2月20日 ○甲11 再審査請求
- 3月19日 ○甲12 編集委員会、再考の余地なしと回答
- 3月27日 ○甲13 再審査請求(2回目)
- 3月31日 ○甲14 編集委員会、再考の余地なしと回答(2回目)
- 3月31日 ★小宮山宏 東大総長退任、三菱総研理事長へ
- 5月21日 ●甲7-5 私的印刷物『地球温暖化問題懷疑論へのコメント3.0』発行
- 5月27日 ○訴状 気象学会による論文受付拒否を告訴
- 9月16日 ★小宮山宏、民主党のCO₂の25%削減を語る(日経新聞9.16)
- 9月22日 ★鳩山首相、国連でCO₂の25%削減目標を発表
- 10月9日 ★小宮山宏(三菱総研理事長)内閣国家戦略室「政策参与」
- 10月某日 ●甲7 東京大学、『地球温暖化懷疑論批判』を出版
- 10月28日 ●甲12 『地球温暖化懷疑論批判』の絶賛ブログ
- 11月26日 ●甲5-1 ★IPCC要人が気温データにトリック論 朝日新聞(1.26)
- 12月28日 ●訴状 東京大学『地球温暖化懷疑論批判』による名誉毀損を提訴

2010年

- 1月19日 ●甲5-4 ★ヒマラヤ氷河「25年後消失」根拠なし? 朝日新聞(1.19)
- 2月2日 ●甲5-3 ★「地球の気候 当面寒冷化」日経新聞(2.2)
- 3月10日 ●甲5-6 ★IPCC、「温暖化」揺らぐ客観性 日経新聞(3.10)
- 3月18日 ○判決 東京地裁「気象学会の不法行為は成立しない」と判決
- 3月26日 ○控訴状 判決不服として控訴
- 4月7日 ★榎田敦論文「原因は気温高、CO₂濃度増は結果」

日本物理学会誌2010年4月号pp266-269に掲載

平成21年(ワ)第47553号

2010年8月24日

原告 槌田敦

被告 東京大学外2名

証拠説明書

東京地方裁判所民事26部 御中

原告 槌田敦

甲号証 表目(原本・写、作成年月日)、作成者、立証趣旨、(備考)

甲13 陳述書(原本、2010.8.25)、槌田敦、
本件提訴および請求の趣旨変更の理由

甲14-1 「核融合の限界と資源物理学」日本物理学会誌 31(1976)pp938-941
(写、1976.3.2)、槌田敦、
エントロピー論による気象資源の説明

甲14-2 「地球は興味深い熱学系」日本物理学会誌 53(1998)pp616-617
(写、1998.3.25)、槌田敦、
エントロピー論による気象学の研究

甲14-3 『熱学外論』(原本、1992.10.20)、槌田敦、
エントロピー論による生命・環境を含む開放系の研究

甲14-4 『CO₂温暖化説は間違っている』第2版(原本、2007.4.25)、槌田敦
エントロピー論による気象学の研究

甲14-5 『地球生態学で暮らそう』(原本、2009.10.16)、槌田敦、
エントロピー論による生物学と生態学の研究

甲14-6 『弱者のためのエントロピー経済学入門』(原本、2007.9.10)、槌田敦
エントロピー論による経済学と社会学の研究
